



使いやすくなりました！
【米原市独自】
☞所得制限の撤廃
☞住宅購入に限り、
婚姻期間の延長
【拡充】
☞補助対象の拡充
(賃料・引越し費用)

令和6年度 結婚新生活支援事業

新たな生活を始める新婚夫婦の住居費や引越し費用の一部をサポートします。

申請期間

2024.4.1 ~ 2025.2.28

※予算がなくなり次第、受付を終了いたします。

※申請後、3年以内に米原市外へ転出された場合、補助金を返還いただく場合があります。

◎対象となる費用

婚姻に伴う**住宅取得費用**、**住宅賃借費用**、**引越し費用**（賃借住宅への引越しに限る。）
(令和6年4月1日から令和7年2月28日までに支払った費用)

◎補助上限額

| 区分 | 購入（新築、中古）等 | 賃料、引越し費用 |
|------------|------------|----------|
| 夫婦ともに29歳以下 | 60万円 | 24万円 |
| 夫婦ともに39歳以下 | 30万円 | 12万円 |

◎対象となる世帯

○新規に婚姻した世帯（令和6年1月1日以降に婚姻）であって、
夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

○**住宅購入に限り、平成31年4月1日以降に婚姻した夫婦も対象**

※その他諸条件があります。詳細は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

市公式ウェブサイト



◎申請先・お問合せ先

米原市 暮らし支援部 子育て支援課（本庁舎2階）

〒521-8501 米原市米原1016番地

☎：0749-53-5131 📠：0749-53-5128 ✉：kosodate@city.maibara.lg.jp

婚姻日が令和6年1月1日以降で、婚姻日の年齢が夫婦とも39歳以下である。 ※その他諸条件あり。

No

婚姻日が平成31年4月1日以降で、住宅取得日の年齢が夫婦とも39歳以下である。

Yes

No

住宅購入補助の対象
住宅取得日の年齢が夫婦とも29歳以下である。

補助対象外です。

Yes

No

補助金額

60万円

補助金額

30万円

Yes

No

住宅を？

建てた
買った

住宅購入補助の対象
婚姻日の年齢が夫婦とも29歳以下である。

借りた
引っ越した

住宅賃借補助の対象

婚姻日の年齢が夫婦とも29歳以下である。

Yes

補助金額

24万円

No

補助金額

12万円

※補助金額は、限度額です。
※令和6年4月1日から令和7年2月28日までに支払った費用が対象です。